

期限切れとなる水道用量水器の交換をします

問合せ先 上下水道課工務係（落合浄水場） ☎21200

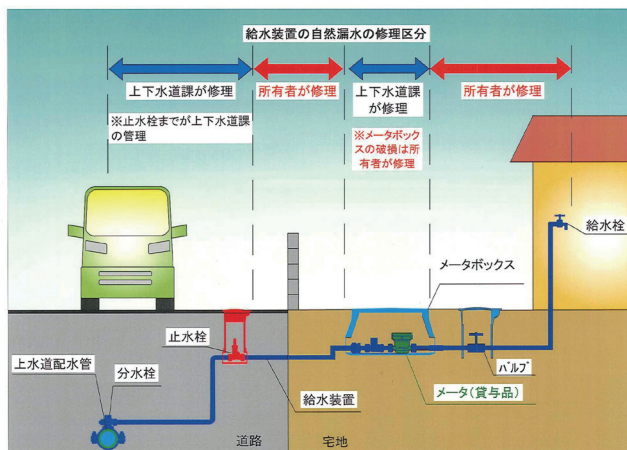
今年度中に検定期間切れとなる水道用量水器（メーター）口径13mm、約820個の交換業務を、7月頃から12月末の期間にて行います。

つきましては、下田市指定水道工事人（水道工事店）が該当するお宅を訪問し、水道用量水器の交換をします。

ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替を行う場合、**個人が依頼する別途工事**となるため自費となります。量水器は無償の貸与品となっていますので、大切に管理をお願いします。

※口径20mm以上の交換は、12月～令和7年2月を予定



○水道ひとくちメモ

計量法により、水道用量水器（メーター）の検定期間（使用期間）は8年と定められており、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

生ごみ処理機器購入費補助金

市では、可燃ごみの減量とごみに対する意識向上を図るため、生ごみ処理機器を購入した世帯に対し助成金を交付します。

生ごみ処理機器とは？

生ごみを乾燥又は微生物による分解等によって、減量化及び堆肥化させることができる機器のことです。

生ごみ処理機器を使うことによるメリット

- ・可燃ごみを減量化することができる。
- ・堆肥化したものを家庭菜園やガーデニングに使うことができる。
- ・指定ごみ袋を使う枚数が減り、節約できる。
- ・台所を衛生的に使うことができる。
- ・ガラスや猫の被害が減る。

補助の対象者

- ① 市内に住所を有し、かつ、市内で機器を使用するもの
- ② 機器を常に良好な状態で維持管理できるもの

対象機器

- ① 機械式生ごみ処理機、生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解、堆肥化又は減量

化する機械（ディスプレイを除く）

- ② 生ごみ堆肥化容器、コンポスト容器、その他生ごみを堆肥化することを目的とした容器

※中古の機器は対象外

補助金額

購入費の2分の1以内とし、2万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てた額とする。

申請方法

次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書
- ・補助金交付請求書
- ・設置完了届
- ・領収書の写し
- ・保証書の写し

注意事項

予算に限りがありますので、機器を購入する予定がある方は、事前に環境対策課までご連絡をお願いします。

「機器の購入」と「補助金の申請」は、同一年度内に行ってください。購入と申請が年度をまたぐ場合、補助金の申請ができません。

問合せ先

環境対策課環境保全係

☎22213

車上ねらい・置引きに注意！

〜夏場は特にご用心〜

被害にあわないための対策
・わずかな時間でも車を止めたら必ずカギかけ
・車内にバッグや貴重品を置きたければなしにしない
・自宅では車両カバーやセンサーライト等を活用する
・貴重品は必ず身に付け手荷物から目を離さない

問合せ先

下田警察署管内防犯協会

☎2766